

## 平成21年度 第11回理事会

日 時 平成22年2月19日（金）16：30～

場 所 特別会議室

### 議 題

1. 平成21年度第3回研究所会議他の日程について（案）
2. 平成22年4月・研究職員（任期付研究員）募集のお知らせ（報告）
3. 平成21年度 監事監査報告について（森林農地整備センター）
4. その他

### 資 料

- 1-1 平成21年度第3回研究所会議他の日程（案）
- 2-1 平成22年4月・研究職員（任期付研究員）募集のお知らせ
- 3-1 平成21年度 監事監査報告について
- 4-1 主要行事（2010年1月22日～2月19日）

## 平成 21 年度第 3 回研究所会議他 の日程（案）

## 3月8日（月）

10:00~12:00 理事長個別打合せ（各支所等）（特別会議室）  
13:00~14:00 環境委員会（大会議室）

## 3月9日（火）

8:40~9:40 業績審査委員会（特別会議室）  
9:40~11:10 育種推進評価会議（第2会議室）  
13:00~17:15 研究推進評価会議（大会議室）

## 3月10日（水）

8:40~10:00 理事長個別打合せ（各育種場）（特別会議室）  
10:00~12:00 第1分科会（育種）（第2会議室）  
10:00~12:00 第2分科会（研究）（大会議室）  
13:00~14:00 業績審査試行委員会（育種）（第2会議室）  
14:15~17:15 研究所会議（大会議室）  
  
17:30~懇親会（所内食堂）

(注) 会議の時間帯については、議題内容等により変更する可能性があります。

## 採用情報 |

**■ 平成22年4月・研究職員(任期付研究員)募集のお知らせ**

独立行政法人森林総合研究所では、標記研究職員の募集を行っています。  
選考採用は国家公務員I種試験では適任者が得られない特別の知識、能力または技術を必要とする業務について、優秀な人材を採用するために行っているものであり、今回の採用予定研究員、応募条件、選考採用試験要領は下記のとおりです。

## 記

1 採用予定職／人員  
任期付研究員／11名2 採用予定の試験研究機関名、各配属研究領域・待遇、研究業務内容  
別表「任期付研究員公募一覧」のとおり3 応募条件  
(1)平成22年4月1日現在で、博士の学位を有する者  
(2)試験研究職員として特別な知識、能力又は技術を有する者  
別表「任期付研究員公募一覧」のとおり4 採用条件  
任期:5年(平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)  
給与:独立行政法人森林総合研究所職員給与規程による  
宿舎:国家公務員宿舎等の貸与有5 提出書類  
(1)履歴書(市販のJIS様式又はこれに準拠するもの。高等学校卒業以降を記入)  
注 1) メールアドレスがあれば必ず記載して下さい。また、写真は必ず添付して下さい。  
2) 森林総合研究所では男女共同参画及び次世代育成支援を推進しています。育児又は介護による研究中断期間のある方は、性別にかかわらず履歴書にご記入下さい。  
また、女性研究者の積極的な応募を期待します。  
(2)学位授与証明書又は修了見込証明書  
(3)研究業績目録(森林総合研究所HPに掲載の書式又はこれに準拠して、主たる研究業績の背景、方法、成果及び評価の解説を付記すること)

森林総合研究所採用情報HPアドレス:<http://www.ffpri.affrc.go.jp/saiyo.htm>

研究業績目録(見本)(エクセルファイル 78KB)  
研究業績目録(書式)(エクセルファイル 91KB)

- (4) 主要論文3報のコピー各1部(A4版)
- (5) 研究を行うに当たっての抱負(A4版1枚程度)1部
- (6) 応募者についての意見を求める方2名の氏名、所属と連絡先電話番号
- (7) 宿舎貸与希望の有無(希望する場合は、独身・単身・世帯を明記すること)

## 6 応募書類の提出先

封筒に朱書きで「選考採用応募書類在中」と「応募No.」(任期付研究員公募一覧を参照)を必ず明記のうえ、下記まで送付。なお、提出された書類は返送致しませんのでご了承下さい。

送付先 〒305-8687 茨城県つくば市松の里1  
独立行政法人 森林総合研究所 総務部 総務課 人事係

7 応募締切

平成22年2月25日(木) (必着・締切日厳守)

8 選考採用試験

- (1) 書類審査 平成22年3月上旬
- (2) 面接試験 平成22年3月上旬

9 採用時期

平成22年4月1日

10 問い合わせ先

〒305-8687

茨城県つくば市松の里1 独立行政法人森林総合研究所 総務部総務課  
猪(人事係長)・樹田(課長補佐) Tel:029-829-8156 又は029-829-8154  
E-Mail:[jinji@ffpri.affrc.go.jp](mailto:jinji@ffpri.affrc.go.jp)



## 任期付研究員公募一覧(平成22年4月期)

応募 No	試験研究機関名	配属研究領域等	待遇	研究業務内容		備考
				研究課題名	研究内容	
1	森林総合研究所	九州支所	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	多面的機能を発揮させるための森林動態予測と育林技術手法の開発	樹木の生理生態的特性や環境要因等に基づいた森林動態シミュレーションモデルの開発を行う。また、このモデルを利用して、木材生産や生物多様性等の多面的機能の発揮に向けた育林技術の構築を行う。	勤務地:九州支所(熊本市)
2	森林総合研究所	立地環境研究領域	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	温暖化緩和に関わる土壤炭素蓄積機能の評価技術の開発	森林土壤炭素蓄積量の空間分布特性に影響を与える環境要因を抽出するとともに、その作用機作を制御する生物要因をメタゲノム解析手法を用いて明らかにし、温暖化緩和に関わる土壤炭素蓄積機能の評価技術の開発を行う。	勤務地:本所(つくば市)
3	森林総合研究所	野生動物研究領域	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	ツキノワグマ等の大型哺乳類の食性履歴と環境利用解析技術の開発	大型哺乳類の適正管理のため、安定同位体検出およびGIS等の技術を用いて食性履歴および環境利用様式を明らかにし、生息環境の評価および管理に関する新たな技術を開発する。	勤務地:本所(つくば市)
4	森林総合研究所	木材改質研究領域	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	未利用木質バイオマスからの高機能性材料の開発	林地残材等の未利用バイオマスを有効利用するため、木質バイオマスの樹脂化、プラスチックとの複合化等による高機能性木質系材料を開発するとともに、新材料の強度や粘弾性等の物性制御技術を開発する。	勤務地:本所(つくば市)
5	森林総合研究所	加工技術研究領域	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	省エネルギーで効率の良い高度な木材の乾燥・加工・流通システムの開発	シミュレーションによる木材乾燥過程のモニタリング技術、乾燥割れ等の品質管理技術、及び効率的乾燥材生産システムの開発に関する研究を行う。	勤務地:本所(つくば市)
6	森林総合研究所	温暖化対応推進拠点	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	REDDに対応した森林の生態系炭素蓄積量の計測手法の開発	熱帯の土地利用、植生に関する知識と、森林の土壤、枯死木などの計測技術にもとづいて、人為擾乱の影響下にある森林の生態系炭素蓄積量を合理的に把握し、モニタリングする手法の開発を行う。	勤務地:本所(つくば市)

応募 No	試験研究機関名	配属研究領域等	待遇	研究業務内容		備考
				研究課題名	研究内容	
7	森林総合研究所	北海道支所	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	エゾシカ等の野生動物管理技術の開発	北海道において個体数の急増に伴い農林業へ深刻な加害をもたらす野生動物に対して、人獣共通感染症のリスク管理も含めた適切な個体群管理技術を開発する。	勤務地:北海道支所(札幌市)
8	森林総合研究所	四国支所	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	林業経営における収益性向上のための経営支援手法・森林管理技術の開発	森林施業に応じた収益性を向上させるための収支予測手法等の経営支援手法、森林資源量の把握技術及び森林管理技術を開発する。	勤務地:四国支所(高知市)
9	森林総合研究所	森林バイオ研究センター	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	森林バイオ技術を活用した優良樹木の作出技術の高度化	分子生物学の知識と実験技術、植物の形質転換系開発の研究手法を活用した、組換え遺伝子拡散防止のための不稔化樹木や耐乾燥性等環境保全樹木開発に関する研究を行う。	勤務地:森林バイオ研究センター(日立市)
10	森林総合研究所	林木育種センター	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	林木の品種開発のための選抜育種技術の高度化	気候変動等の新たな課題の追加による育種目標の多様化に対応するため、DNAマーカー等を用いた林木の優良品種の早期選抜技術を開発する。	勤務地:林木育種センター(日立市)
11	森林総合研究所	林木育種センター	任期付研究員(二) 独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき決定	林木遺伝資源の保全評価技術の開発	主要広葉樹について、分布情報及び林木遺伝資源保存林などの位置情報をデジタル化したデータベースの構築、DNAマーカーによる地理的遺伝変異の解析を行い、遺伝的多様性保全の評価・保全技術を開発する。	勤務地:林木育種センター(日立市)

平成 22 年 2 月 16 日

独立行政法人 森林総合研究所  
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所  
監事 山崎 榮 

## 平成 21 年度監事監査報告書



独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき実施した平成 21 年度の監事監査について、その結果をとりまとめたので次のとおり報告する。

## 1 監査の実施状況

- (1) 監査の対象事業年度は、平成 20 事業年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで、以下「本事業年度」という。）及び平成 21 事業年度の一部とした。監事間の協議により、小職は独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の業務のうち、もっぱら森林農地整備センター（以下「センター」という。）の業務を対象として監査を実施した。
- (2) 監査は、年度当初に定めたセンター監事監査計画（平成 21 年 4 月 13 日）に従い、センター本部の各部から業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分するとともに、地方に設置されている整備局、水源林整備事務所、建設事業所合わせて 10 箇所に赴き、業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分し、あわせて水源林造成事業、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業を実地において監査した。
- (3) 研究所理事会、センター幹部会、センター整備局長等会議など重要な会議に出席するとともに、会計監査人、センターコンプライアンス室及びセンター入札監視委員会との連携を図った。特に、会計監査人からは、定期的に往査結果の報告を受けた。

また、センターの内部監査結果報告書に留意するとともに、政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成 20 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」（平成 21 年 12 月 9 日）及び会計検査院

の「平成 20 年度決算検査報告」（平成 21 年 11 月 11 日）のそれぞれの関係部分を参考にした。

## 2 監査の結果

### （1）決算監査について

本事業年度の研究所の決算に関しては、小職としては水源林勘定、特定地域整備等勘定を中心に監査を行った。なお、本事業年度決算からは、法人税法の改正によって減価償却の方法が変更され（平成 20 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産の償却後の残存簿価を 1 円とする）、また、消費税に関しては、還付消費税等を損益に計上する税込み方式が適用されている。

決算監査にあたっては、予算流用、不用額、繰越額、未収金、人件費、一般管理費、一時借入金、森林総合研究所債券、目的積立金、固定資産の減損及び職員用の保有宿舎の状況等の確認及び検分を行うとともに、合計残高試算表並びに期末の現金・預金及び保有債券にかかる残高証明の検分を実施し、あわせて会計監査人の監査実施状況等に関し情報交換を行った。

また、研究・育種勘定を含めた研究所全体の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書をいう。）に関しては、他の監事とともに合同の審査を行った。

この結果、研究所の財務諸表及び決算報告書はいずれも適正であった旨、監事意見書（平成 21 年 6 月 22 日）を貴職に提出しているところである。

なお、独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）の解散に伴い、研究所が平成 20 年 4 月 1 日に承継した資産及び負債・純資産のうち、時価評価等により政府出資金は 506 億 6000 万円余、水源林資産は 1163 億 3000 万円余の評価減があった。

### （2）入札及び契約事務について

工事、測量・設計及び物品・役務等の入札事務の実施状況に関し、センター本部及び整備局等において関係書類を検分した。また、工事に関する総合評価方式の実施状況に関しては、整備局に設置されている業者等選定審査会及び技術審査会の運営状況について、担当課等からその内容を聴取し、関係書類を検分した。なお、平成 21 年 9 月より、物品・役務等に関しても総合評価方式を適用するための手続きが契約事務取扱要領として定められている（独立行政法人森林総合研究所物品役務等に係る総合評価落札方式に関する契約事務取扱要領－21 森林総研第 908 号）。今後この評価方式の運用に関しては、価格の要素をより重視する必要があると思われる。

談合防止に効果的とされる電子入札方式が導入され、本事業年度には本格的な稼動がなされている。本事業年度の実績は、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業の工事に関しては、総契約件数 73 件中 65 件 (89%)、既設道円滑化事業（工事）に関しては、総契約件数 59 件中 22 件 (37%、ただし、平成 20 年 9 月から導入) となっている。

センターの本事業年度における一般競争入札における 1 者応札の状況に関しては、件数では総件数 267 件中 60 件 (22%)、金額では総契約額 143 億 6000 万円余中 23 億 2000 万円余 (16%) となっている。このような状況から、センター内に設置されている外部学識経験者から成る入札監視委員会の意見等も踏まえ、工事及び測量・設計業務等に関し、競争参加資格要件の緩和等による改善策が示されている（「1 者応札・1 者応募（建設工事等）」に係る改善方策について（平成 21 年 7 月））。1 者応札に関しては、引き続き解消に向けた努力が必要であろう。入札監視委員会は、適切に運営され所要の成果をあげていると認められた。また、その議事概要はセンターのホームページに掲載されている。

本事業年度の工事のうち、低入札価格をもって落札したものは、既設道円滑化事業において 3 件あったが、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業においてはゼロ件であった。工事完成後において、落札業者に対し工事成績評定点が通知される仕組みとなっている。既設道円滑化事業において、調査基準価格以上による落札工事 56 件の工事成績評定点の平均は 79.7 点、低入札価格による落札工事 3 件の工事成績評定点の平均は 80.0 点と、双方にほとんど差は認められなかった。また、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業の落札工事 99 件には低入札価格に該当するものではなく、工事成績評定点の平均は 76.1 点であった。

公用車、パソコンの購入及び複写機のリース契約にあたっては、全国又は整備局単位で一括契約を行い、一定の経費節減の効果が認められた。

以上の結果、入札事務に関しては全体としておおむね適正に執行されていると認められた。

分収造林契約に関しては、センター本部、整備局及び水源林整備事務所において、新規の分収造林契約に関する事前評価後の契約締結状況及び伐期の長期化を図るために契約変更の状況を調査するとともに、契約台帳ほか分収造林契約の締結及び森林保険（国営保険）に関する書類を検分し、あわせて新植及び除間伐等の実施状況を現地において確認した。また、森林調査の体制及び間伐材の売り扱いに関する関係書類を検分した。

本事業年度の新規の分収造林契約は、224 件、4033ha であった。新規分に関しては、平成 19 事業年度に林野庁の事前評価を終了した 463 箇所（評価面積 6311ha）のうち、本事業年度に契約締結に至ったのは 176 箇所 (38.0%)、平成 21 事業年度以降の契約予定は 237 箇所、契約取止めが 50 箇所であった。本事業年度からは、事前評価の際に「分収造林契約予定地の選定基準等確認書」を徴するなど手続きの厳格化が図られたことから、事前評価を終了した件数のうち翌事業年度以降に契約締結に至る件数の割合（契約率）は、向上するものと見込まれる。

主伐を 50 年生から 80 年生程度に長期化するいわゆる長伐期施業を推進するため、本事

業年度から契約期間の到来した分収造林契約に対し、契約期間をおおむね 80 年まで延長する契約変更が実施され、契約地数 200 件、総面積 6739ha と順調に推移している。なお、契約変更に当たっては、契約相手方と協議し同意を得ることが必要であるが、造林地所有者の相続手続きの遅延等相手方の事情により、本事業年度に契約期間が満了するもので、当該年度末までに長伐期化に伴う契約期間の延長に至らず協議中の契約地が見受けられた。

本事業年度における契約地を対象とした森林保険の契約数は 4500 件、対象面積は 1 万 9245ha、支出金額は 1 億 2125 万円余であった。他方、本事業年度において災害等により保険適用となった件数は 240 件（このうち、改植・補植した件数は 56 件）、保険金額は 1 億 1244 万円余であった。また、保険金等保管整理台帳を検分した。なお、森林保険の付保期間は 20 年であり、5 年毎に契約の更新を行っていたが、保険料節減及び将来的な事務の効率化のため、平成 21 事業年度からは、新規に関しては 20 年、更新に関しては残期間を一括して契約することとしている。

間伐材の売り払いに関しては、本事業年度においては立木販売 116 件、素材販売 163 件（山元販売 99 件、販売委託 64 件）の計 279 件、収穫分収金収入として 6040 万円余があった。防災上の間伐（補正予算）あるいは長伐期化にともなう保育間伐を行った場合に、間伐材を山元の作業道等のわきに集積した後、山元販売あるいは市場に委託して販売を行う販売委託の方法が、本事業年度から本格的に始められた。特に販売委託は材積調査を市場が選別機を使用して行うなどの理由から、センター職員の事務軽減に効果を上げたと認められた。予定価格 50 万円未満の間伐材の売り払い 173 件（立木販売及び山元販売）に関しては、規程上は随契によることが可能であるが、一般競争により販売したものが 69 件（39.9%）あった。この場合、随契にするか一般競争にするかは地域の実情に応じ、整備局長、水源林整備事務所長の判断に委ねられているとの説明を了とした。

また、九州整備局においては、「国民が支える森林づくり運動」推進協議会の会員として、九州間伐紙（古紙 70% 及び間伐材 30% により作られるコピー紙）の普及啓発、利用促進に尽力しており、平成 21 年 7 月には管内 6 事務所一括で単価契約を締結している。間伐材の利用促進の観点から効果的な取組みである。

なお、林道設計業務等にかかるいわゆる官製談合事件により生じた 13 社に対する違約金総額 2 億 4751 万円余の回収に関しては、平成 19 事業年度及び本事業年度において合計 2 億 4010 万余が回収され、残額は 741 万円余（全体の 3%）となっており（平成 22 年 1 月現在）、引き続き回収の努力がなされている。

以上の結果、契約事務に関しては全体としておおむね適正に執行されていると認められた。

### （3）資産管理について

センター本部及び整備局等において、固定資産台帳、保存品台帳を検分するとともに、センター本部の事務スペースの縮減にともなう資産の除却、水源林にかかる資産減少報告

書、地方建設部（林道関係）の廃止等にともなう事務所の統廃合の状況、職員用の保有宿舎及び借上宿舎の利用状況等に関し、必要な説明を受けるとともに関係書類を検分した。

また、都内 2 箇所の保有宿舎の現地調査を行った（成城宿舎、成宗宿舎）。なお、本事業年度から機構の業務が研究所に承継されたことにともない、センターの固定資産及び備品の定義を研究所のそれに合わせることとなり、固定資産は取得価格 20 万円以上から 50 万円以上に、また、備品は 3 万円以上～20 万円未満から 10 万円以上～50 万円未満に変更されている。

本事業年度においてセンター本部の事務スペースがツーフロアからワンフロアとなり、また、8 箇所の地方建設部を水源林事務所に統合したこと等により、所要の経費節減の効果があった。また、但馬地区駐勤所が神戸水源林整備事務所に、飯田市駐在が長野水源林整備事務所にそれぞれ集約され、さらに、事業完了により泉州東部建設事業所が平成 20 年 4 月 1 日に閉鎖された。

成宗宿舎、いづみ倉庫（福島市所在）に関しては、本事業年度までは民間会社に管理委託されていたが、内部監査の指摘を踏まえ、平成 21 事業年度から直営方式に切替えたことにより経費節減が図られている。関東整備局（東京都港区赤坂所在）の事務所（225.50 m<sup>2</sup>）の年間借料は、2005 万円余（共益費を含む）と高額であることに留意した。

本事業年度期首の目的積立金は、水源林勘定の事業調整積立金 3 億 6900 万円余、特定地域整備等勘定の徴収費用積立金 30 億 3619 万円余及び金利変動準備積立金 16 億 3033 万円余の三つであった。このうち、期中において事業調整積立金 1 億 540 万円余及び徴収費用積立金 1 億 7726 万円余が、それぞれの目的及び手続きにより取り崩された。

本事業年度期末の水源林資産の評価に関しては、期末の水源林資産の帳簿価格 8546 億円余について、これを標準伐期齢以上の立木に関しては市場価格、標準伐期齢未満の立木に関しては取得原価により評価したところ、「減損の兆候はない」との会計監査人の説明を了とした。

以上の結果、資産管理に関しては、全体として適正と認められた。

#### （4）管理及び経理事務について

##### （管理事務）

センター本部における出勤簿の整理状況についてサンプル調査を行った。また、センター本部及び整備局において給与台帳を検分するとともに、職員の超過勤務手当、特殊勤務手当及び退職手当の執行状況につき関係書類の検分を行った。

平成 19 事業年度期首の職員の実員数は 720 名であったが、センターの業務が縮小され研究所に承継された本事業年度期首においては 570 名、また、平成 21 事業年度期首においては 519 名と著しく減少している。平成 19 事業年度～平成 21 事業年度の 3 年間の管理職（超過勤務手当の支給対象とならない者）の割合は、27%前後で推移している。他方、職員が減少する中で、平成 21 事業年度期首においては理事 3 名、部長 3 名のほか、その

中間に総括審議役 2 名（指定職）、審議役 3 名（9 級）の職員が在籍している。これら総括審議役、審議役の職務分担は、理事、部長等との関係もあり、多層的、かつ、複雑で分かり難い。例えば経理関係では、案件にもよるが管理部長→審議役（総合調整担当）→総括審議役（経理担当）→理事（農用地業務担当）→センター所長と多層的な判断を求めることとなっている。

横断的組織運営に関しては、幹部会及び整備局長等会議の運営が相当に改善されたほか、森林部門と農用地部門、総務・経理系と業務系、センター本部の総務系と経理系のそれぞれの相互間の人事異動が一定程度実施されている。しかしながら、森林及び農用地の両面にわたり幅広く知識経験を有する者を、幹部職員の中に見出すことは難しいのが現状である。

本事業年度の入件費決算額（退職給付引当金繰入及び法定福利費を除く）は、予算額 51 億 3118 万円余に対し 45 億 0020 万円余であった。予算額と決算額の差は、主に要員（620 名）と実員（574 名）の差に基づくものである。この差額のうち、2 億 7015 万円余は、退職給付引当金繰入（水源林勘定）に流用された。期末の退職給付引当資産は、水源林勘定で 14 億 7737 万円余、特定地域整備等勘定で 31 億 5053 万円余である。これらの引当資産は、大口定期、国債及び地方債、あるいは事業の運転資金として運用されている。

職員の給与水準を示すラスパイレス指数に関しては、平成 19 事業年度の機構においては 114.1 であったが、本事業年度では 104.3 であった（ただし、この数字は研究所全体の事務・技術職員のものなので、実員により按分するとセンター一分のみでは 107 程度と推計される）。給与水準の適正化は進捗しており、引き続きその努力が必要であろう。また、職員研修の内容、方法等の充実が図られたと認められる。

勤務評定について、その実施状況を関係資料に基づき聴取した。勤務評定は、部下を有しない職員については簡略な 2 項目、部下を有する職員については同様に 3 項目により、三段階で評価し、これを参考に五段階の昇給管理に反映させているとの説明であった。評価項目の少なさ、また、三段階の勤務評価を五段階の昇給管理に用いることの合理性には疑問が残る。また、職員に支給される勤勉手当は、これらの評価結果や勤続年数などを考慮し実施されている。現在の勤務評定に代わる制度として検討されている「新たな人事評価制度」の試行が、評価対象期間を本事業年度は 10 月 1 日～同 12 月 31 日、平成 21 事業年度は 7 月 1 日～12 月 31 日として実施されている。平成 21 事業年度の試行に当たっては前事業年度の試行結果を踏まえ、一部の評価シートの変更がなされている。

以上、ガバナンスという視点からの後述の総括的意見を参照されたい。

事業費により支弁される事業専門員が 38 名いる（平成 21 年 4 月 1 日現在、定員外）。事業専門員は、1 年毎に契約を更新している。給料月額は、25 万円あるいは 35 万円であるほか、厚生年金、協会健保、雇用保険の適用を受けている。造林部門では月額 25 万円、農用地部門では月額 35 万円との運用がなされているが、同一労働同一賃金の原則から見て、このような差を設ける合理的な理由があるや否やの検証が必要であろう。

内部監査（センターコンプライアンス室が担当）は所要の成果を上げている。指摘事項のフォローアップにも取組んでいると認められた。

コンピュータ・セキュリティーの観点から、センター本部のサーバーの管理状況を点検した。また、ITにかかる内部統制に関し、会計監査人の監査実施状況の説明を聴取した。個人情報保護に関しては、センター本部、整備局等において担当者等からの説明を聞くとともに、関係書類を点検したが、特段の問題はないとの判断された。

#### (経理事務)

毎月の合計残高試算表、また、必要に応じ負担金・賦課金の収入状況及び契約関係の書類等を検分した。さらに、予算編成の流れ、森林総合研究所債券の発行手続き等について必要な説明を受けた。

平成21年4月～5月において、センター管理部による整備局の出納検査が実施され、効果的なものと認められた。

予算統制の適正化を図る観点から、それまでは総括審議役の専決とされていた予算実施計画の決定、実施予算の整備局への配賦、一定額以上（1000万円）の予算の流用については、センター所長の決裁事項に改められ、平成21年4月1日から実施されている。

本事業年度の人件費の予算額は、65億6177万円余であったのに対し、決算額は62億3353万円余（対予算額比95.0%）、不用額は4308万円余であった。予算額と決算額の差額は、効果的な事業実施を図る観点から水源林整備事業費等に流用された。また一般管理費の予算額は、11億5344万円余であったのに対し、決算額は8億3292万円余（対予算額比72.2%）、不用額は4955万円余であった。予算額と決算額の差額は、同様に水源林整備事業費等に流用された。人件費及び一般管理費の予算管理に関しては、さらなる工夫が求められよう。ガバナンスという視点からの後述の総括的意見を参照されたい。

本事業年度においては、資金ショートを回避するため、機構となって以降初めて9月、10月及び11月と3回にわたり合計31億円の短期借入金（限度額50億円）が行われた。リーマンショックの影響を受け、11月発行予定であった第一回森林研究所債券49億円の発行を延期せざるを得なかつたこと、また、前事業年度期末の処分対象積立金のうち、第二期中期計画において目的積立金を除く積立金42億円を平成20年7月に国庫納付したことなどの理由による。この短期借入金は年度内（平成21年3月14日）に全額一括償還された。

第一回森林総合研究所債券は、平成20年12月15日（発行総額：49億円、表面利率：2%、期間：10年）に発行された。また、第二回森林総合研究所債券47億円は、平成21年7月2日（発行総額：47億円、表面利率：1.7%、期間：10年）に発行された。なお、平成14事業年度以降植栽された造林木の保育等に要する経費は、政府出資金方式から全額国庫補助とする制度改正が行われた結果、水源林造成事業における財政融資資金借入金及び財投機関債（緑資源債、森林総合研究所債）の借入残高は、平成13事業年度の2341億円余をピークに漸次減少し、本事業年度期末においては1779億円余となっている。借入残高の毎年の償還の基本的な仕組みは、元金に関しては、政府出資金、長期借入金等により、また、利息に関しては、国庫補助金、長期借入金により措置される。平成21年事

事業年度における政府出資金の累計額は 6544 億円余である。

本事業年度の旧緑資源幹線林道にかかる負担金（道県分）・賦課金（受益者分）の収入決定額は、それぞれ 52 億 3588 万円余、18 億 342 万円余であった。期末未納額 107 万円余は、翌事業年度に収納されている。この調整及び徵収に要した人件費等の事務的経費は 1 億 5041 万円余であった。

国の直轄事業負担金制度に関する世論の動向等を考慮し、センターの農用地関係事業費（工事費、事務費）の内訳にかかる予算・決算額等に関し、平成 21 年 6 月～9 月にかけて 8 道府県への説明が実施された。なお、事務費については、本事業年度の決算ベースでは補助事業費の 13.27% となっている。

以上、經理事務は全体として適正に執行されていると認められた。

#### （5）事業の計画的執行について

##### （水源林造成事業）

近畿整備局及び神戸水源林整備事務所（平成 21 年 6 月）、九州整備局及び阿蘇小国建設事業所（同 7 月）、東北北海道整備局及び秋田水源林整備事務所（同 10 月）、京都事務所及び美濃東部建設事業所（同 11 月）、関東整備局及び宇都宮水源林整備事務所（平成 22 年 1 月）において書面及び実地監査を行い、水源林造成事業、既設道移管円滑化事業、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業の執行状況を検分した。

水源林造成事業に関しては、平成 19 事業年度末までに 45 万 3000ha 余の造成が実施されている。本事業年度においては、2 以上の都府県にわたる流域等の重要な流域の水源かん養機能の強化を図る必要のある箇所等に限定して新規契約（224 件）を行うなどにより、新植 3331ha（特定中山間保全整備事業 32ha を含む）、複層林造成 325ha のほか、既植造林地における下刈 2 万 8904ha 及び除間伐 3 万 1938ha が、計画的に執行されたと認められる。また、間伐材の搬出を容易にする作業道が 585 路線、531 キロ新設された（うち、丸太組工法を施した路線 406 路線、183 キロ）。

森林調査に関しては、本事業年度より委託方式から直営方式に切り替えられた。本事業年度の実績は、315 件、1 万 670ha であった。森林調査は今後の間伐等の必要性を勘案した施業計画の一環として実施され、各水源林整備事務所において、主に森林調査専門員及び森林調査補助員（いずれも作業員）が担当している。森林専門調査員は 61 名、森林調査補助員は 153 名であった（平成 21 年 8 月 31 日現在）。森林調査専門員のうちセンター OB 及び林野庁 OB は 29 名（47.5%）、森林調査補助員は同じく 15 名（9.8%）である。森林関係業務経験者の高齢化により、森林調査専門員等の確保は難しくなっているとの説明に留意した。

平成 20 年 10 月に除間伐及び複層林等の整備のため 47 億円余、また、平成 21 年 1 月には路網整備のため 40 億円の補正予算があった。当初予算 153 億円余を含めた水源林造成事業の翌事業年度への繰越額は 75 億円余であった（国庫補助金ベース）。さらに、翌事

業年度の平成 21 年 5 月には、間伐等の実施及び路網整備のため 130 億円の補正予算があった。

水源林造成事業は、全体として適正に執行されていると認められた。

#### (既設道移管円滑化事業)

機構が実施していた旧緑資源幹線林道事業の廃止にともない、廃止前に着手されていた林道で地方自治体への移管が終了していない箇所について、法面復旧工事、舗装工事等を行って地方自治体への移管を行う既設道移管円滑化事業が、本事業年度から実施されている（対象延長 111.9 キロ）。本事業年度においては 41 キロ（22 路線、29 区間）が、また、翌事業年度においては 9.1 キロ（7 路線、7 区間）が関係市町村に移管されている（平成 22 年 1 月末現在）。また、本事業年度においては、当初予算 20 億円に 37 億 8000 万円余の追加・補正予算を加えた事業費 57 億 8000 万円余のうち、13 億 6000 万円余が翌事業年度に繰越されている。

なお、緑資源幹線林道事業の廃止にともない着手済みで未完成となった 48 区間に関しては、林野庁所管の山のみち地域づくり交付金により、道県等が選択的に継承し整備する予定とされた。その結果、北海道は継承せず（5 区間）、また、広島県は引き継ぎ検討中（4 区間）とされたほかは、1 区間を除き道県等が事業を継承し整備する予定となっている（平成 22 年 1 月末現在）。

既設道移管円滑化事業は、全体として適正に執行されていると認められた。

#### (農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業)

農用地総合整備事業（美濃東部、南丹、黒潮フルーツライン、安房南部、下閉伊北、郡山の 6 区域）及び特定中山間保全整備事業（阿蘇小国郷、邑智西部、南富良野の 3 区域）は、おおむね順調な事業の執行がなされている。このうち、安房南部、郡山及び阿蘇小国郷の 3 区域に関しては、平成 21 事業年度末までに完了予定である。

農用地関係の業務に関しては、事業費の縮小等に対応し、本事業年度において実員ベースで 22 名減、平成 21 事業年度においては 33 名減となった。平成 21 事業年度においては、事業専門員を前事業年度より 5 名増員して執行体制の確保に努めている。

農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業は、おおむね適正に執行されたと認められる。他方、これらの事業は平成 22 事業年度に 3 区域（下閉伊北、南丹、黒潮フルーツライン）、平成 24 事業年度に 2 区域（美濃東部、南富良野）、平成 25 事業年度に 1 区域（邑智西部）をもって全事業が完了となることから、一層計画的、かつ、適正な事業執行が強く求められる。

### 3 総括的意見

全体としてみれば、本事業年度及び平成 21 事業年度（一部）のセンターの業務は、適

正、かつ、効果的に実施されたと思料される。他方、最近の独立行政法人に対する世論の動向等を考慮し、ガバナンスの確立という観点から以下に小職の意見を述べる。

#### (1) 予算管理について

予算流用の手続き等を引続き厳正に行うとともに、一般管理費（人件費及び一般管理費、以下同じ。）の年度内における執行状況を早期適時に把握し、組織横断的な意見を踏まえ、一般管理費内あるいは一般管理費から事業費への必要な流用を、より効果的に実施することが望まれる。

また、引続き一般管理費の節減に努力するとともに、その一定額をセンターの将来的な経営環境の改善に振り向けることも必要であろう。

#### (2) 組織管理・人事管理について

ガバナンスの確立という面からは、予算管理とともに組織管理、人事管理も重要な事項である。部門間、系統間の横断的な人事異動を引続き実施するとともに、迅速な意思決定、責任の明確化、人件費の節減等を図る観点から、部長の上位にある理事、総括審議役及び審議役に関しては、職務の見直し等全般的な見直しを検討する必要があると思われる。

また、情報の共有化による透明性のある組織運営を図る観点から、インターネットを活用したセンター内の業務情報を体系的に整備する必要があろう。

職員の服務規律の向上及び業務の到達度を高める観点から、国のモデルを参考にしつつも、今までの「新たな人事評価制度」の試行結果を踏まえ、センターの業務の特性に沿った人事評価（勤務評定）の仕組みを早急に確立し、適切な昇給管理等人事管理に活用する必要があると認められる。この点に関しては、理事者側の強いリーダーシップを求めたい。

## 主要行事(2010年1月22日~2010年2月19日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
1月22日(金)	第10回理事会	理事長、各理事、各監事
25日(月)	内閣府総合科学技術会議議員及び原子力委員会委員懇談会  紙参議院議員ご視察	理事長  企画・総務担当理事、研究担当理事
26日(火)	(社)全国木工機械工業会新年講演会	研究担当理事
27日(水)	農林水産技術同友会新年賀詞交歓会	理事長
2月1日(月)	庁議	理事長
2日(火)	筑波大学監査研究会	林監事
5日(金)	森林・木材・環境アカデミー連絡会議	理事長
8日(月)	優良品種評価委員会	林木育種センター所長
9日(火)	育種事業評価会議	林木育種センター所長
12日(金)	森林再生事業化研究会  茨城県・筑波地区農林水産研究機関等意見交換会	理事長  研究担当理事
13日(土)	安房南部区域農用地総合整備事業完工式	理事長、森林農地整備センター所長、農用地業務担当理事
16日(火)	小笠原国立公園聟島列島植生回復調査検討委員会	研究担当理事
17日(水)	日本学術会議農学委員会林学分科会	理事長
18日(木)	郡山区域農用地総合整備事業完工式	農用地業務担当理事
19日(金)	全国林業試験研究機関協議会主催林業技術シンポジウム 「持続可能な森林管理」	研究担当理事